

五泉市優良工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、市の発注した建設工事について、施工者の技術力を評価し、他の模範となる特に優良な工事(以下「優良工事」という。)を施工した者を表彰することにより、市発注工事における技術及び意欲の更なる向上を図るとともに良質な施工の確保及び施工技術の向上に資することを目的とする。

(表彰)

第2条 市長は、施工成績が特に優良なものとして選定された市工事を施工した建設業者並びに当該工事の主任(監理)技術者及び現場代理人(以下「技術者等」という。)に賞状を授与することができる。

2 表彰は年1回とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(表彰の対象となる建設工事)

第3条 この要領による表彰(以下「表彰」という。)の対象となる工事は、表彰年度の前年度に完成した工事のうち、次の各号に掲げる要件を満たす工事とする。

- (1) 請負金額が500万円以上の工事であること。
- (2) 工事成績評定点が80点以上の工事であること。
- (3) 前2号に該当する工事を施工した建設業者の当該年度における全ての完成工事において、その工事成績評定点が65点に満たない評価を有しないこと。

(被表彰者の要件)

第4条 被表彰者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に営業所が所在する建設業者(以下「市内建設業者」という。)又は市内建設業者を含む共同企業体であること。
- (2) 表彰対象工事施工年度以降において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 請負工事(市工事に限る。)に関し、会計検査院の指摘を受けた者
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条又は第29条の規定により、国土交通大臣又は新潟県知事から監督処分を受けた者
 - ウ 新潟県知事及び五泉市長から指名停止措置を受けた者
 - エ その他重大な法令違反その他の理由により表彰を受けることがふさわしくないと認められる者

(被表彰者の審査)

第5条 被表彰者の審査を行うため、五泉市工事表彰委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長及び委員は、五泉市建設工事入札参加資格等審査委員会要綱(以下「要綱」という。)に基づき設置する五泉市建設工事入札参加資格等審査委員会の委員長及び委員をもって充てる。

3 委員会の運営等に関し、この要領に定めのない事項については、要綱を準用する。

(被表彰者の推薦)

第6条 工事担当課長等は、第3条の規定により、表彰の対象となる建設工事について、優良工事推薦調書(様式第1号)を作成し、委員会に提出するものとする。

(被表彰者の審査)

第7条 委員会は、優良工事推薦書の提出があったときは、当該推薦書の審査及び現地調査等により、優良工事を選定するものとする。

2 委員会は、優良工事を選定したときは、速やかに審査経過及び結果を市長に報告するものとする。

(優良工事の決定)

第8条 市長は、委員会の報告に基づき、優良工事を決定するものとする。

(表彰の取消し)

第9条 財政課長は、優良工事が決定した後で、第4条に規定する被表彰者の要件に該当しなくなったときは、直ちに委員会及び市長に報告するものとする。

2 市長は、財政課長の報告に基づき、表彰の取消しを決定するものとする。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

優良工事推薦調書

工事番号	
工事名	
施工場所	
契約金額	
工期	自 至
工事成績評定点	点
施工業者名・ 代表者名	
所在地	
主任（監理）技術 者名	
現場代理人名	
工事概要	
推薦理由	
施工業者が特に 力を入れた事項	
(1) 上記工事における功績等 (2) 特記事項	

添付書類

- 1 工事成績評定書、工事成績採点表、細目別評定算定表、高度技術・創意工夫に関する実施状況、竣工写真等の写し
- 2 主任（監理）技術者、現場代理人届出書（履歴書含む）の写し